

【様式2】

平成22年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名: 日本学術振興会)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
審査管理システムの改造 平成22年度制度改定対応外	独立行政法人日本学術振興会理事長小野元之 東京都千代田区麹町5-3-1	平成22年1月19日	みずほ情報総研株式会社	排他的権利の保護(会計規程第37条第1項第1号)	非公表	45,255,000円	-	-	競争に付することが不利と認められる場合。	14	
日本学術振興会 オンライン申請システム 国際交流事業 H22外特・招へい等カスタマイズ 一式	独立行政法人日本学術振興会理事長小野元之 東京都千代田区麹町5-3-1	平成22年1月25日	NECネクサソリューションズ株式会社	排他的権利の保護(会計規程第37条第1項第1号)	非公表	3,570,000円	-	-	競争に付することが不利と認められる場合。	14	
日本学術振興会 オンライン申請システム 科学研究費補助金事業 研究活動スタート支援公募に係るカスタマイズ 一式	独立行政法人日本学術振興会理事長小野元之 東京都千代田区麹町5-3-1	平成22年1月29日	NECネクサソリューションズ株式会社	排他的権利の保護(会計規程第37条第1項第1号)	非公表	8,393,196円	-	-	競争に付することが不利と認められる場合。	14	
日本学術振興会 オンライン申請システム 科学研究費補助金事業 PDF変換フロー改修に係るカスタマイズ 一式	独立行政法人日本学術振興会理事長小野元之 東京都千代田区麹町5-3-1	平成22年2月1日	NECネクサソリューションズ株式会社	排他的権利の保護(会計規程第37条第1項第1号)	非公表	3,921,057円	-	-	競争に付することが不利と認められる場合。	14	
第6回日本学術振興会並びに日本学士院賞受賞パーティーにおける会議費等	独立行政法人日本学術振興会理事長小野元之 東京都千代田区麹町5-3-1	平成22年2月24日	株式会社学士会館	仕様条件を満たす施設がこころしかったため(会計規程第37条第1項第1号)	非公表	1,313,896円	-	-	競争に付することが不利と認められる場合。	14	単価契約
日本学術振興会 オンライン申請システム 科学研究費補助金事業 審査結果開示カスタマイズに係る要件定義 一式	独立行政法人日本学術振興会理事長小野元之 東京都千代田区麹町5-3-1	平成22年3月1日	NECネクサソリューションズ株式会社	排他的権利の保護(会計規程第37条第1項第1号)	非公表	2,695,875円	-	-	競争に付することが不利と認められる場合。	14	

【記載要領】

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成21年度に締結した契約のうち、平成22年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の見直しについて」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令